

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：池谷・入山指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

【旧中條村】 池谷・入山棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田における作付面積の現状（18ha）を維持する。

② 担い手の確保

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田の保全に取り組む新規就農者を１人以上確保する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田における集落内の農業法人への農地集積率を50%に増加させる。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・令和11年度までに、棚田米のインターネット直接販売量20t以上に増加させる。
- ・令和11年度までに、受注量の増加に伴い、ライスセンター周辺の舗装整備やライスセンター横の土地を埋立て貯蔵施設を建設し、生産性の向上に繋げる。地域の棚田米の集約にも利用する。

② 自然環境の保全・活用

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田で環境保全型（特別栽培米）の農業を10ha実施する。
- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田における鳥獣害対策のための罠狩猟免許保有者を４人以上確保し、猟友会に加入する。毎年罠を１箇所以上仕掛ける。

③ 良好な景観の形成

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田の畔周辺の計2aの面積に水仙を植栽する。
- ・令和11年度までに圃場の景観を阻害する杉の木の枝下しを10本以上行う。

④ 伝統文化の継承

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田において昔から伝わる農村文化・技術を伝える動画を25本作成し、SNS等で発信を行い、集落内の文化・技術の普及啓発を図る。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・令和11年度までに、棚田オーナーを50組から70組に増加させる。新たに企業向け棚田オーナー（全体の水田面積の内、約0.5ha（約0.1ha×5圃場）の田んぼを対象予定）やビール、日本酒の棚田オーナーの募集を行う。
 - ・池谷・入山棚田で農村交流体験イベントを年間6回開催し、年間100人以上の参加者を確保する。
 - ・令和11年度までに、池谷・入山棚田において、農村交流体験イベントで都市との交流を通じた移住・定住者を1人増加させる。
- ② 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・令和11年度までに、NPO法人地域おこしを主体とした、文化交流ツアーを1回以上企画する。
- ③ 棚田米等を活用した6次産業化の推進
 - ・令和11年度までに、棚田米等を活用した新商品を1つ以上開発する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田における作付面積の現状（18ha）を維持する。

→現状は3名+集落内の法人（NPO法人地域おこし）で作付けの維持を行っているが、高齢等の事情により作付けを手放す場合はNPO法人地域おこしに集約化を図り維持をしていく。

② 担い手の確保

- ・令和11年度までに、NPO法人地域おこしが窓口となり行っている体験型インターン等を活用し、法人の稲作を体験してもらった上で池谷・入山棚田の保全に取り組む新規就農者を1人以上確保する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田における集落内の農業法人への農地集積率を50%に増加させる。

→現状として高齢や死亡等の理由で作付けできなくなった農地はNPO法人地域おこしに農地集積を行っている。NPO法人地域おこしを除く集落内の耕作者（委託を除く）3名の内1名が70代、1名が60代、1名が50代、市内の農業法人（委託）となっている。

2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・令和11年度までに、集落内の耕作者で生産、NPO法人地域おこしが販売者となり販売を行っている棚田米（山清水米）をNPO法人地域おこしが中心となりyoutubeやInstagramなどの拡散力のあるプラットフォームで宣伝活動を行い認知度を高めることでインターネット直接販売量を20t以上に増加させる。
- ・令和11年度までに、受注量の増加に伴い、ライスセンター周辺の舗装整備やライスセンター横の土地を埋立て貯蔵施設を建設し、生産性の向上に繋げる。地域の棚田米の集約にも利用する。

② 自然環境の保全・活用

- ・令和11年度までに、NPO法人地域おこしが中心となり池谷・入山棚田で環境保全型（特別栽培米）の農業を 10ha 実施する。
- ・令和11年度までに、池谷・入山棚田における鳥獣害対策のための罾狩猟免許保有者を 4 人以上確保し、猟友会に加入する。毎年罾を 1 箇所以上仕掛ける。

③ 良好な景観の形成

- ・令和11年度までに、構成員の有志が中心となり、自生する水仙の株分けを行い池谷・入山棚田の畔周辺の計 2 a の面積に水仙を植栽する。
- ・令和11年度までにNPO法人地域おこしが中心となり圃場の景観を阻害する杉の木の枝下しを11本以上行う。

④ 伝統文化の継承

- ・令和11年度までに、NPO法人地域おこしが中心となり池谷・入山棚田において昔から伝わる農村文化・技術を伝える内容を「棚田を観光資源とした地域振興」等の取り組み内容と関連づけた動画を25本作成し、SNS 等で発信を行うことで、効果的に集落内の文化・技術の普及啓発を図る。

3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和11年までに、youtubeやInstagram等を活用し、棚田オーナーを50組から70組に増加させる。新たに企業向け棚田オーナーやビール、日本酒の棚田オーナー（全体の水田面積の内、約0.5ha（約0.1ha×5圃場）の田んぼを対象予定）のページを開設し、募集を行う。
- ・池谷・入山棚田でNPO法人地域おこしが窓口となり募集を行う農村交流体験イベントを年間 6 回開催し、年間100人以上の参加者を確保する。
- ・令和11年までに、池谷・入山棚田において、農村交流体験イベントで都市との交流を通じた移住・定住者をNPO法人地域おこしが窓口となり斡旋を行うことで 1 人増加させる。

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・令和11年までに、NPO法人地域おこしが主体となり、棚田や集落内の資源、文化を活用した文化交流ツアーを 1 回以上企画する。

③ 棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

- ・令和11年までに、NPO法人地域おこしが中心となり棚田の中米や碎米を活用した商品の企画・検討を行い、最終的に新商品を 1 つ以上開発する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

池谷・入山指定棚田地域振興協議会は十日町市、農業者団体、地域住民、NPO法人、一般住民団体で構成

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項